

目 次

○ 組合会議員の退職について……………	1
○ 組合役員の退職について……………	2
○ 組合役員の就職について……………	2
○ 学識経験を有する者から選挙する監事の当選について……………	3

公告第 15 号

組合会議員の退職について

本組合の組合会議員であった次の者は、平成 28 年 11 月 30 日任期満了により、退職したので公告する。

平成 28 年 12 月 1 日

長野県市町村職員共済組合

理事長職務執行者 牛 越 徹

氏 名	所 属 所 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
今 井 竜 五	岡 谷 市 長	福 澤 克 憲	飯 田 市 職 員
杉 本 幸 治	駒ヶ根市 長	小 川 晃	須 坂 市 職 員
牛 越 徹	大 町 市 長	小 山 利 明	小 諸 市 職 員
柳 平 千 代 一	茅 野 市 長	安 江 輝	伊 那 市 職 員
佐々木 定 男	佐 久 穂 町 長	大 村 一	塩 尻 市 職 員
羽 田 健 一 郎	長 和 町 長	井 出 政 之	東 御 市 職 員
青 木 悟	下 諏 訪 町 長	中 田 吉 成	安 曇 野 市 職 員
松 島 貞 治	泰 阜 村 長	吉 澤 君 雄	小 海 町 職 員
藤 澤 泰 彦	生 坂 村 長	松 下 隆 直	泰 阜 村 職 員
竹 節 義 孝	山ノ内町 長	齋 藤 利 浩	小 谷 村 職 員

公告第 16 号

組合役員退職について

本組合の役員であった次の者は、平成 28 年 11 月 30 日組合会議員の職を退職したことに伴い、地方公務員等共済組合法第 14 条第 2 項の規定により、役員職を失ったので公告する。

なお、同法同条第 3 項の規定により、後任の役員が就職するまでの間は、引き続きその職務を行う。

平成 28 年 12 月 1 日

長野県市町村職員共済組合

理事長職務執行者 牛 越 徹

役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理 事 長	牛 越 徹	大 町 市 長
理 事 (理事長職務代理者)	松 島 貞 治	泰 阜 村 長
理 事	柳 平 千 代 一	茅 野 市 長
〃	佐々木 定 男	佐 久 穂 町 長
〃	小 川 晃	須 坂 市 職 員
〃	小 山 利 明	小 諸 市 職 員
〃	松 下 隆 直	泰 阜 村 職 員
〃	齋 藤 利 浩	小 谷 村 職 員
監 事	羽 田 健 一 郎	長 和 町 長
〃	大 村 一	塩 尻 市 職 員

公告第 17 号

組合役員就職について

平成 28 年 12 月 1 日招集の第 158 回組合会において、地方公務員等共済組合法第 13 条第 6 項及び第 7 項の規定（学識経験を有する監事を除く。）並びに長野県市町村職員共済

組合定款第 28 条の規定（学識経験を有する監事を除く。）により選挙された役員は、次のとおりであるので公告する。

平成 28 年 12 月 1 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 羽 田 健一郎

役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理 事 長	羽 田 健一郎	長 和 町 長
理 事 (理事長職務代理者)	杉 本 幸 治	駒ヶ根市長
理 事	花 岡 利 夫	東 御 市 長
〃	藤 澤 泰 彦	生 坂 村 長
〃	一ノ瀬 幸 治	松 本 市 職 員
〃	小 川 晃	須 坂 市 職 員
〃	中 島 姫 美	川 上 村 職 員
〃	垣 内 貴 峰	辰 野 町 職 員
監 事	柳 田 清 二	佐 久 市 長
〃	荒 岡 秀 幸	上 松 町 職 員

任期は、平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までとする。

公告第 18 号

学識経験を有する者から選挙する監事の当選について

平成 28 年 12 月 1 日招集の第 158 回組合会において、地方公務員等共済組合法第 13 条第 7 項の規定及び長野県市町村職員共済組合定款第 28 条第 8 項の規定により、学識経験を有する監事選挙を執行した結果、次の者が当選したので公告する。

平成 28 年 12 月 1 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 羽 田 健一郎

学識経験を有する者から選挙された監事

高 山 恒 夫

任期は、平成 28 年 12 月 10 日から 2 年間とする。